

引き続き お知らせ

児童扶養手当
8月は現況届の月です

現在、児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に所得や養育の状況を届け出る必要があります（現況届）。

現況届をしないと、8月分以降の手当を支給することができませんので、忘れずに届け出をしてください。

届け出期間

8月1日(月)～31日(水)

届け出に必要なもの

印鑑、証書（該当者には7月下旬に郵送します）

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父親と生計を別にする児童を監護している母親、または母親に代わって養育している方に対して支給されるものです。

国民年金、恩給、厚生年金など、公的年金の受給者（受給可能者）、母親・養育者の前年所得が一定以上ある場合には支給できません。

支給の対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または障害がある20歳未

満の児童で、次の要件に該当する児童

- 父母が離婚
- 父親が死亡
- 父親が一定の障害者
- 父親が生死不明
- 父親が一年以上遺棄
- 父親が一年以上拘禁
- 未婚の母の子 など

届け出先

- 市庁舎別館女性児童福祉課 児童係 （内線2332）
- 東予総合支所福祉課 女性児童福祉係 （内線135）
- 丹原総合支所保健福祉課 女性児童福祉係 （内線212）
- 小松総合支所保健福祉課 女性児童福祉係 （内線122）

お盆のごみ収集・し尿くみ取りをお休みします

ごみ収集の休み

8月15日(月)・8月16日(火)は次の区域のごみ収集をお休みします。対象区域の方は次回の収集日に出してください。休み後の収集は時間が大幅に変わることがあるので、朝8時までに出してください。

- 8月15日(月)
- 旧西条市・旧東予市区域

○ 8月16日(火) 市内全域

ごみステーションを管理されている方へ

収集の休みをお知らせするステーション用のチラシを、担当課窓口、各公民館に準備していますので、ご利用ください。

し尿くみ取りの休み

左表の日程で各くみ取り業者が休業する予定です。お盆の時期はくみ取りの依頼が集中するので、早めに業者へお申し込みください。

し尿くみ取り業者の休業予定期間

担当区域	業者名	休業期間
旧西条市	西条環境整備企業組合 TEL0897-55-3244	8月14日～16日
	(有)石鎚スカイクリーン TEL0897-57-7655	
旧東予市	周桑衛生企業組合 TEL0898-65-5659	8月13日～17日
	みつわ衛生社 TEL0898-64-4943	
旧丹原町	(有)三芳衛生社 TEL0898-66-4098	8月14日
	(有)丹原清掃社 TEL0898-68-5015	
旧小松町	ヒカリ環境開発(有) TEL0898-68-6533	8月13日～17日
	周桑衛生企業組合 TEL0898-72-5226	
	(有)小松協同企業 TEL0898-72-4498	8月14日

公営住宅整備事業

高齢者などにやさしい住宅の建設を進めています

公営住宅整備事業は、市民生活の安定と社会福祉の増進に貢献することを目的として、高齢者や障害者の皆さんが安心して暮らすことのできる良好な居住環境の整備に重点を置いています。

現在、建設中の「古川団地2区」は、平成18年1月に完成予定です。入居募集につきましては、今後、広報紙などでお知らせします。詳しくは、市庁舎別館（2階）建築住宅課住宅係（内線2756）へお問い合わせください。

<事業の概要>

団地名 古川団地2区
場所 古川甲252番地1（左地図参照）
構造等 鉄筋コンクリート造 6階60戸
工種 建物および外構整備工事など
完成色 平成18年1月予定
住戸型式：単身高齢者・障害者・一般世帯向け
住戸規模：1DK～3LDK
バリアフリー化住宅
エレベーターの設置
駐車場（60区画）、駐輪場



完成予想図